

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院

地域医療連携システム “MIRAI ネット” 使用規約

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院

令和 5 年 3 月 14 日

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院地域医療連携システム  
“MIRAI 光生ネット” 使用規約

1. 名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院地域医療連携システム“MIRAI 光生ネット”（以下「本システム」という。）は、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）が地域医療ネットワーク catchers+（中部テレコミュニケーション製）を介してみらい光生病院の病診連携システム登録医（以下「登録医」という。）と診療情報を共有することにより、質の高い医療連携を行なうこととする。
2. 本システムの適用範囲は、みらい光生病院情報システムに地域医療ネットワーク etcEHR+（中部テレコミュニケーション製）を介して接続されたネットワーク機器および、これらを利用した紹介連携システム、カルテ参照システムとする。
3. 管理・保守はみらい光生病院が行なう。本システムの管理・保守における病院情報システム管理者は院長、地域医療連携運用責任者は名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院の地域医療連携室長、システム責任者は情報管理担当者とする。みらい光生病院側の責任範囲は、「登録医」側のインターネットとの接続部分までとする。
4. 本システムの利用者は地域連携システム運用責任者の認めた「登録医」に限定し、それ以外の者にシステムを利用させてはならない。また利用者は暗証番号（パスワード）を第三者に知られないように厳重に管理し、頻回に変更する等の措置を講じなければならない。
5. 本システムを利用する「登録医」は、みらい光生病院に利用申請を行なう（別紙様式1及び様式2）。
6. 本システムの利用期間は申請日から1年間とする。ただし、特に申し出のない場合は、引き続き期間を延長する。
7. 「登録医」が本システムを用いて患者のカルテ参照を行なう場合には、「登録医」が患者に周知し書面において同意を得た上で行う（別紙様式3）。一度同意を得た後でも、患者から書面において同意撤回の申請があった場合は、「登録医」はカルテの参照ができない（別紙様式4）。
8. 「登録医」が本システムで扱う情報は患者のプライバシー情報であるため、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院情報システム運用管理規程及び名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成20年名古屋市立病院管理規程第10号）に基づき取り扱う。

9. 「登録医」が本システム内にある著作権その他の知的財産権が帰属している情報を参照する場合は、著作権法その他の法令の趣旨に従い権利侵害や法令違反を生ずるような使用・保管その他の行為を行なってはならない。
10. 「登録医」は本システムを用いて入手した患者情報を患者の診療のためにのみ利用し、他目的での利用や第三者への提供を行なってはならない。また本システムを用いて入手した医療情報の取り扱いには細心の注意を払い、プリンタ等により印刷をした場合は厳重に保管するとともに、廃棄に際してはシュレッダ等の措置を行なう。「登録医」が入手した患者情報の利用、流出にかかる一切の責任は「登録医」が負うものとする。
11. 「登録医」が本システムを利用する場合の接続機器は、本システムのシステム運用責任者が許可した機器に限るものとし、VPN クライアントソフトウェア等を用い医療機関間のネットワークを IPSec-VPN によってトンネリングしなければならない。またこの際配布される証明書をインストールし、SSL を用いて接続しなければならない。
12. 「登録医」が本システムを利用する場合は、インターネットに接続する環境を自ら整備するとともに、使用するコンピューターにはコンピューターウィルスの侵入を防止するための最新のソフトウェアおよびパターンファイルをインストールする。また、個人情報の流出を防止するため本システムを利用するコンピューターにファイル交換ソフト等のソフトウェアをインストールしてはならない。
13. 「登録医」が本システムの利用にあたり異常を認めた場合は、速やかにシステム運用責任者に報告しなければならない。
14. みらい光生病院は本システムを利用している「登録医」が上記項目に違反していると判断した場合には、本システムの使用を中止することが出来る。
15. 「登録医」が本システムの患者情報を研究等に利用しようとする場合には、地域連携システム運用責任者に申し出て許可を得なければならない。
16. 本システムの利用時間は、原則として 24 時間とする。ただし、みらい光生病院は管理上の理由で変更することができる。
17. 本システムは名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院情報システム運用管理規程に則って運用され、別途細則を定める。
18. 本システムの運用費用は原則としてみらい光生病院の負担とする。

## 附則

1. 本規約は令和 5 年 3 月 14 日から施行する。
2. 本規約は令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院地域医療連携システム  
“MIRAI 光生ネット” 使用申請書

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院病院長 殿

私は、私の開設する医療機関において診療を行なっている患者（以下「患者」という。）の診療情報を入手する目的で名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院地域医療連携システム “MIRAI 光生ネット”（以下「本システム」という。）を使用することを申請いたします。なお、本システムの使用にあたっては下記の遵守事項に同意いたします。

申請日 令和 年 月 日

医療機関の住所 〒 —

医療機関名（法人名）

病診連携登録医氏名 印

電話番号 ( )

E-mail :

[遵守事項]

- 私は、本システムの利用にあたり、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院情報システム運用管理規程（以下「みらい光生病院情報システム運用管理規程」という。）を遵守します。
- 私は、本システムの利用に際し、故意または過失を問わず、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）の病院情報システムに障害を与えた場合は、みらい光生病院に対し、復旧に全面的に協力します。また、不適当な利用を行なったことによりみらい光生病院から損害賠償の請求を受けても異議がありません。
- 私は、本システムを利用するにあたり、みらい光生病院から医療情報の使用方法、保管状況その他の事項に関する照会を受けたときは速やかに対応します。
- 私は、みらい光生病院情報システム運用管理規程に違反する事由が生じた場合、みらい光生病院から医療情報提供システムの使用停止措置（全患者に関する使用停止を含む）を受けることがあることを承諾します。
- 私は、私のみならず、所属する役職員や業務委託先にもみらい光生病院情報システム運用管理規程を周知徹底させ、これらの関係者において違反があった場合でも、私の責任とします。

## “MIRAI 光生ネット” 接続申込書

私は、以下の機器を使用して名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院地域医療連携システム “MIRAI 光生ネット”への接続を申込みます。

●接続予定の台数 \_\_\_\_\_ 台 (※複数台申込の場合は、端末毎に本様式をご記入ください)

●使用 PC の OS、ブラウザ (該当に○をご記入ください)

Windows	OS (11 / 10 )	
	Microsoft Edge	不明
Mac	OSX 10.14 以上	不明
	Safari 14.0 以上	不明

●利用するインターネット回線 (該当に○をご記入ください)

(1) 接続環境		有線 LAN • 無線 LAN ※無線 LAN の場合、“なごや病診連携ネット”の接続はできません
(2) 回線種類	光	フレッツ・コミュファ・au・docomo・Softbank・その他 ( )
	ADSL	フレッツ・YahooBB・その他 ( )
	CATV	StarCat・CCnet・その他 ( )
	その他	

●使用ウィルス対策ソフト名 (該当するものに○をご記入ください)

ウイルスバスター・Norton Internet Security ・Norton 360・McAfee・Kaspersky FSecure・GDATA ・ZERO・ESET スマートセキュリティ・アバスト (有償版) その他 ( )
---

●ファイル交換ソフト インストールされていないことを確認した  
調べ方がわからない 未確認

●当該 PC で他の地域連携システム使用の有無

有 (システム名 ) 無

申込日 令和 年 月 日

医療機関の住所 \_\_\_\_\_

医療機関名 (法人名) \_\_\_\_\_

病診連携登録医氏名 \_\_\_\_\_

連絡担当者 (登録医と異なるとき) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_ [ ] \_\_\_\_\_ ]